

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

平成17年10月改定Q&A【追補版】
の修正について

計2枚（本送信票除く）

vol. 37-2

平成17年11月4日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

平成17年10月改定Q&A【追補版】の修正について

平成17年10月27日付介護制度改革インフォメーションにて、
標記平成17年10月改定Q&A【追補版】を各都道府県介護保険担当課宛送付したところであるが、標記追補版問4について誤りがあったので、別添の内容に差し替えられたい。

(問4) 介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入院患者が9月29日に他の医療機関に治療等のため入院し、10月3日に退院して施設に戻った場合、9月30日において入所又は入院している者であるとして経過措置を適用することは可能か。

(問4-2)

介護老人保健施設の入所者又は介護療養型医療施設の入院患者が他の医療機関に治療等のため入院する際、病床を引き続き確保しておくことについて施設と利用者との間に契約が成立していた場合、その際の利用者負担及び補足給付の取扱い如何。

(答)

(問4)

介護老人保健施設又は介護療養型医療施設（以下「医療提供施設」という。）に入所・入院していた者が、その他の医療機関に入院した場合にあっては、当該医療提供施設を退所・退院した取扱いとなる。そのため、再度当該医療提供施設に入院・入所した場合も、従来型個室の経過措置の適用対象とはならない。

(問4-2)

設問のように、入院期間中利用者負担を求めるることは、施設と利用者との間の契約に基づき行われるものであることから可能である。しかしながら、当該期間中補足給付はされない。

(追加) 本追補版問22に関連して、医療保険適用病床に管理栄養士が配置されていることから、管理栄養士の配置が算定要件となっている栄養マネジメント加算を11月から新規に算定する予定だが、利用者の同意等も含めた取扱い如何。

(答)

- 1 本追補版問22の取扱いに伴い、医療保険適用病床に常勤の管理栄養士1名が配置されていることをもって、介護保険適用病床における管理栄養士配置加算の算定が可能となる。
- 2 栄養マネジメント加算の算定においては、利用者の同意を得ることが算定要件となっているが、上記1の要件に適合する介護療養型医療施設においては、平成17年11月分に限り、同月中に栄養ケア・マネジメントの実施に係る同意が取れていれば、11月1日に遡り栄養マネジメント加算を算定することが可能な取扱いとする。